

健康保険の扶養家族とは

扶養家族は、保険料を徴収されることなく健康保険の給付を受けることができる、特別な加入者です。その財源は全被保険者の保険料で賄われており、安易な扶養認定は、保険料率の上昇につながる恐れがあります。被保険者の保険料負担額をおさえるためにも、適正な資格審査が必要です。

①75歳未満の三親等内親族であること

②収入基準を満たしていること ※月収は直近3か月の収入(総支給額)の平均額で計算します

<60歳未満>
月収:108,334円未満 かつ 年収:130万円未満(失業給付・傷病手当・出産手当金は日額:3,612円未満)

<60歳以上および障がい者>
月収:150,000円未満 かつ 年収:180万円未満(失業給付・傷病手当・出産手当金は日額:5,000円未満)

③主として被保険者により生計を維持されている状態が継続していること

※「主として...」とは、その経済生活の半ば以上を被保険者に負っている状態です

<例1> 月度生計費:10万円、月収:4万円の親族
⇒ 不足の6万円を被保険者が負担しているのであれば、要件に該当します

<例2> 月度生計費:10万円、月収:7万円の親族
⇒ 不足の3万円を被保険者が負担しているでも、生計費の半分未満なので、要件に該当しません

④年間収入が被保険者の1/2未満であること

※被保険者の扶養能力があるかの判定を行います
(自身の生活が維持できる状態で、他の親族に対してもゆとりを持って経済的な援助ができること)

⑤別居の場合、月収が被保険者からの毎月の送金額より少ないこと

※③と同様に、その経済生活の半ば以上を被保険者に負っている状態です
※対象親族の月収を上回るために、不足額を超える送金を行っても、要件には該当しません
※同一世帯とみなします(住所が一緒でも世帯を分離している場合は別居扱い)
※被保険者の単身赴任により、もともと同居扶養していた親族と別居になった場合は、同居扱いとします
※特別養護施設等への入居による別居は、同居扱いとします

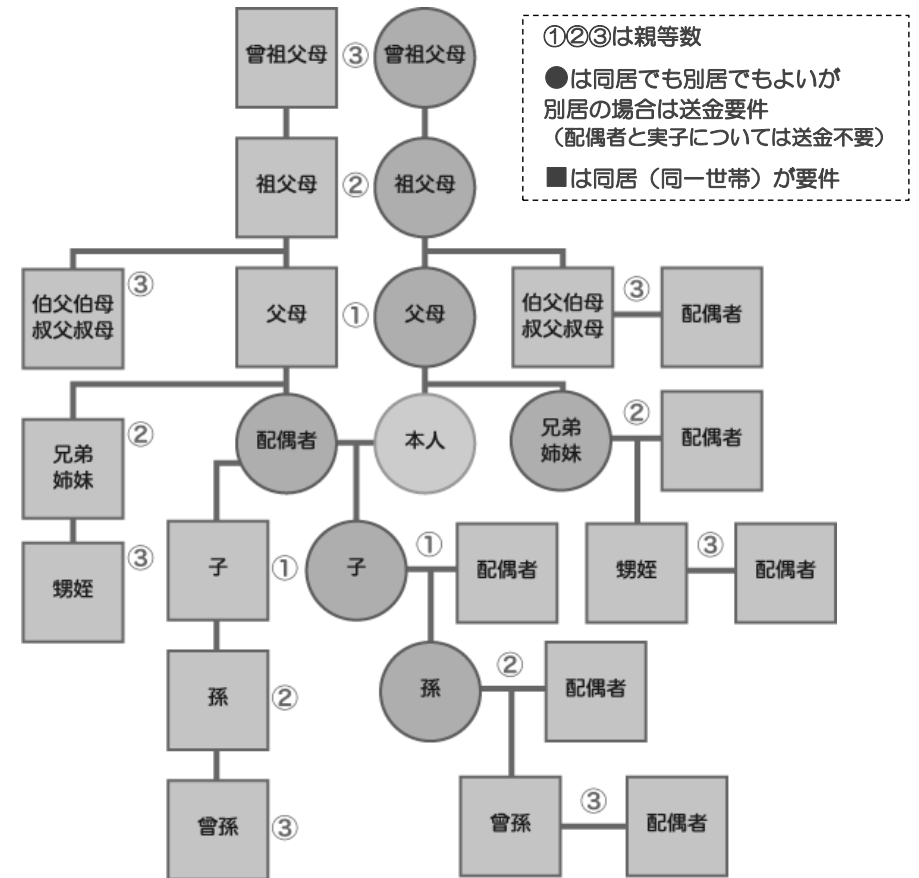
<例1> 月度生計費:13万円、月収:6万円の親族
⇒ 不足の7万円を被保険者が送金しているのであれば、要件に該当します

<例2> 月度生計費:13万円、月収:9万円の親族
⇒ 不足の4万円を被保険者が送金しているでも、生計費の半分未満なので、要件に該当しません
⇒ 10万円を送金しているでも、月収が生計費の半ば以上あるため、要件には該当しません

[注意] ・送金方法は「対象者名義の口座への振込」のみで、「毎月継続」していることが必要です
(複数月分の一括送金や、手渡し・口座直接入金などはNG)
・初めて申請する場合は、直近3か月の送金証明書(振込明細・ご利用明細など、「依頼人・受取人・送金額・送金日」が1枚で確認できるもの)のコピーが必要です
・認定後は1年分の送金事実を毎年確認しますので、送金証明書は必ず保管しておいてください

<扶養家族として申請できる家族の範囲>

75歳未満の三親等内の親族で、同居・別居により認定要件が異なります



<内縁の配偶者の扱い>
・内縁の配偶者...同居で住民票上の続柄が「妻(未届)」または「夫(未届)」になっていれば、法律婚の配偶者と同様に扱う
※再婚禁止期間の女性、近親相互間、養親子間、婚姻適齢未達者、との内縁関係は認めません

<子の扱い>
・実子...実父母が離婚しても、親権の有無にかかわらず、その父母に対しては実子として扱う
・養子...実子と同様に扱うが、父母の離婚に伴い養子縁組を解消した場合は対象外
・配偶者の子(養子縁組なし)...三親等親族(同居要件)として扱う
・内縁の配偶者の子...父母の内縁関係が認められれば、三親等親族(同居要件)として扱う

<父母の扱い>
・養父母...実父母と同様に扱う
・父母の配偶者...三親等親族(同居要件)として扱う